

«GBダイレクト»インターネットバンキング 利用規定

変更前	変更後
第7条【解約等】	第7条【解約等】
(3) サービスの中止 契約者が本利用規定に違反した場合、当行が契約者に対して有する債権の保全を必要とする場合、本サービスが情報収集等の不正な目的で利用されたと当行が判断した場合等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。なお、契約者からの申出により、中止した本サービスの利用を再開できる場合もあります。	(3) サービスの中止 契約者が本利用規定に違反した場合、当行が契約者に対して有する債権の保全を必要とする場合、本サービスが情報収集等の不正な目的で利用されたと当行が判断した場合、 契約者が詐欺またはその他の犯罪被害に遭っているおそれがあると当行が合理的に判断した場合 等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。なお、契約者からの申出により、中止した本サービスの利用を再開できる場合もあります。
第8条【免責事項】	第8条【免責事項】
<u>項目追加</u>	(10) その他 前各項に定める場合のほか、本利用規定に基づき当行が本サービスの全部または一部を停止、中止、解約等したことにより契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
第17条【振込サービス】	第17条【振込サービス】
(3) 振込限度額 振込サービスによる振込限度額は、当行所定の基準、金額の範囲内で、端末により契約者があらかじめ当行に届け出た金額とします。なお、振込限度額は端末より変更できるものとします。	(3) 振込限度額 振込サービスによる振込限度額は、当行所定の基準、金額の範囲内で、端末により契約者があらかじめ当行に届け出た金額とします。なお、振込限度額は端末より変更できるものとします。 ただし、契約者が端末から振込限度額の引上げ手続きを行った場合、当行はその妥当性を確認するため、契約者が当行に届け出ている電話番号あてに連絡を行うことがあります。当行が妥当性を確認できない場合、または契約者と連絡をとることができない場合には、当行は振込限度額の引上げ、またはその後の振込取引の全部もしくは一部を停止することができます。

第18条【自動送金サービス】	第18条【自動送金サービス】
<p>(7) 自動送金取引が停止・終了・解約となる場合</p> <p>①出金口座の預金残高（支払可能残高）が自動送金指定日の前日において振込金額等に満たない場合は、当行においてこの取扱いを止める場合があります。</p> <p>②各々の自動送金取引について、あらかじめ指定された振込期間が満了した時は当該自動送金サービス依頼は終了するものとし、出金口座が解約された場合は、契約者への通知なく、当該自動送金サービス依頼が解約されたものとして取扱います。</p> <p>③振込金額等の残高不足等で引落としができないことが重なる等の理由があり、当行が必要と認めた場合は、いつでも当該自動送金サービス依頼を解約できるものとします。</p>	<p>(7) 自動送金取引が停止・終了・解約となる場合</p> <p>①出金口座の預金残高（支払可能残高）が自動送金指定日の前日において振込金額等に満たない場合は、当行においてこの取扱いを止める場合があります。</p> <p>②各々の自動送金取引について、あらかじめ指定された振込期間が満了した時は当該自動送金サービス依頼は終了するものとし、出金口座が解約された場合は、契約者への通知なく、当該自動送金サービス依頼が解約されたものとして取扱います。</p> <p>③振込金額等の残高不足等で引落としができないことが重なる等の理由があり、当行が必要と認めた場合は、いつでも当該自動送金サービス依頼を解約できるものとします。</p> <p>④前記第2条(5)および(6)、第7条(3)に定める本サービスの停止または中止が行われた場合、自動送金サービスが停止または解約となることがあります。</p>